

第 21 号議案

件名	技能職員に関する規則の一部を改正する規則について
提案理由	教育局及び教育機関（県立学校を除く。）の技能職員に主任専門員の職を置くため、技能職員に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 現行規則の内容 技能職員の職及び職務について基本的事項を定めるもの2 改正の内容 教育局及び教育機関（県立学校を除く。）の技能職員（一種）に主任専門員の職を新たに規定する。3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

（総務課）

技能職員に関する規則の一部を改正する規則

技能職員に関する規則（昭和四十八年埼玉県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

本則第二号の表専門員の項の前に次のように加える。

主任専門員	上司の命を受け、事務の補助、自動車の運転、土木作業、農林作業、畜産作業、営繕作業等の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
-------	--

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

技能職員に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 案

技能職員に関する規則

埼玉県教育局及び県立教育機関（県立学校を除く。）に、必要に応じて、技能職員（一種）及び技能職員（二種）を置き、当該職員の職及び職務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 技能職員（一種）

主任専門員	上司の命を受け、事務の補助、自動車の運転、土木作業、農林作業、畜産作業、営繕作業等の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。	職	職務
専門員	(略)	職	

三 (略)

現 行

技能職員に関する規則

埼玉県教育局及び県立教育機関（県立学校を除く。）に、必要に応じて、技能職員（一種）及び技能職員（二種）を置き、当該職員の職及び職務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 技能職員（一種）

(新設)	(新設)	職	職務
専門員	(略)	職	

三 (略)

(傍線の部分は、改正部分)